		十四　前各号の規定にかかわらず、船積み地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、次欄に掲げる要件に従い運送することができる。
シードケーキ (b) UN1386 （溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の種子であって、油の含有率が10質量％以下のもの又は油と水分の含有率が20質量％以下（水分含有率が10質量％を超える場合に限る。）のものに限る。）	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (b) solvent extractions and expelled seeds, containing not more than 10% of oil and when the amount of moisture is higher than 10%, not more than 20% of oil and moisture combined	一　積載場所と機関室の間の隔壁がＡ60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で３ｍ以上離して積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。 七　船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を確認すること。 八　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　船積み前、貨物を養生すること。 十　航海中、貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。 十一　貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。 十二　前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。 十三　前号の規定にかかわらず、溶剤蒸気への着火の危険がある場合には、火災が明らかになるまで、炭酸ガスその他不活性ガスの使用を禁止すること。 十四　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。 十五　積載期間が５日を超える場合には、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を備えること。 十六　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。 十七　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十八　積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。 十九　貨物の表層以外の通風をしないこと。 二十　積載場所のハッチは風雨密であること。
シードケーキ UN2217 （油の含有率が1.5質量％以下で水の含有率が11質量％以下のものに限る。）	SEED CAKE UN2217 with not more than 1.5% oil and not more than 11% moisture	一　積載場所と機関室の間の隔壁がＡ60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で３ｍ以上離して積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。
（採油後の大豆かすであって、油の含有率が1.5質量％以下で水の含有率が11質量％以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しないものを除く。）		五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。 七　船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を確認すること。 八　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　航海中、貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。 十　貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。 十一　前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。 十二　前号の規定にかかわらず、溶剤蒸気への着火の危険がある場合には、火災が明らかになるまで、炭酸ガスその他不活性ガスの使用を禁止すること。 十三　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。 十四　積載期間が５日を超える場合には、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を備えること。 十五　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。 十六　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十七　積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。 十八　貨物の表層以外の通風をしないこと。 十九　積載場所のハッチは風雨密であること。
硫黄 UN1350 （粉砕された塊及び粗粒）	SULPHUR UN1350 (crushed lump and coarse grained)	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　積載場所の内底板の腐食を防止するための措置をとること。 五　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 六　積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。 七　貨物が硫黄華（硫黄の微粉のみで構成される物質）に該当しないことを確認すること。